

龍谷大学大学院研究活動奨励・支援制度

2025年度 調査等活動支援 募集要項

1. 支援制度概要

大学院生の調査活動の促進を目的として、大学院生が行う研究に関わる現地調査・フィールド調査・学外機関等への訪問に関する宿泊費・交通費を支援します。

※「調査等活動支援」は、研究に関わる現地調査・フィールド調査・学外機関等への訪問を支援するもの
ですので、学会への参加は対象外です。学会への参加は「学会活動支援」制度で申請してください。

2. 申請資格要件

本学の正規課程に在籍する大学院生で、研究に関わる現地調査・フィールド調査・学外機
関等への訪問を行う者（申請時、学籍状態が「休学」である者を除く）

※社会人学生が勤務先（本務先）でも研究を行っている場合、以下の条件を全て満たす場合に限り支援の
対象となります。

①龍谷大学大学院生名義での研究活動であること

②当該研究活動について勤務先（本務先）から経費支給や支援を受けていないこと

勤務先（本務先）と重複した支援は行いませんので、申請にあたり、勤務先からの支援がない旨の証明
等を求めることがあります。

3. 支援内容

宿泊・交通費支援：上限3万円（年間1回まで）

※交通費は鉄道賃・船賃・航空賃・車賃とします（レンタカーは不可）。

※交通費は最も経済的な通常の経路及び方法によって計算します（使用可能な場合は
必ず学割を使用してください）。

※鉄道賃は旅客運賃の実費及び目的地までの列車による総移動距離が片道100km以上
の場合特別急行料金・急行料金の実費とします。

※船賃・航空賃・車賃の額は現に支払った運賃によります。

※宿泊費は1泊10,000円を上限とし実費支給します。

※振込手数料等の手数料は支援対象に含みません。

4. 支援対象期間

当該年度4月1日～3月31日に実施する調査・学外機関等への訪問を対象とします。

※年度をまたがる場合、期間の初日が属する年度に申請してください。

※大学院修了後の申請は不可とします。

5. 申請方法

調査活動終了後、申請フォームへの入力で申請を行ってください。申請にあたっては、
以下の提出書類を申請フォームにおいてファイル添付で提出してください。

申請フォームアドレス：<https://forms.gle/MqYVSLe8w74XaTRb9>

※申請フォームには、龍谷大学のGoogleアカウントでログインをしたうえでアクセスしてください。

【必要となる提出書類】※全て PDF ファイルで提出（写真データは不可）

- ① 活動・経費報告書（所定様式）
- ② 交通費・宿泊費申請書（所定様式）
- ③ 申請する調査実施期間に調査を行ったことが客観的に確認できる資料

以下の例のうち b,c,d の資料は必須とします。

- 例：a. 現地関係者とのやりとりのメール b. 調査で収集した資料・データ c. 調査ノートの写し
d. 撮影場所・撮影日が分かり申請者が写っている現地写真（例：行事等の看板と一緒に撮った写真）
e. 施設入場料等の領収書、入場証明書

この他、調査実施を客観的に確認できるものであれば代替可能です。

提出書類から調査の実施が確認できない場合、支援対象外となることがあります。

- ④ 経費の領収書（特急料金、船賃、航空賃、車賃など）

※クレジットカード明細や支払った際の Web 画面は不可です。必ず領収書を提出してください。外貨で支払った場合は、換算レート、換算した日本円の金額を領収書に手書きで記入してください。

※「⑤交通経路の分かる根拠資料（WEB ページ経路検索画面等）」のみで交通費の金額が証明できる場合（普通旅客運賃）は、領収書の提出は不要です。

- ⑤ 交通経路の分かる根拠資料（WEB ページ経路検索画面等）

※実際に交通機関を利用した日付のものを提出してください。

※学割を使用した場合は、「WEB ページ経路検索画面等」に実際に支払った学割金額を手書き記入してください。
(学割 : JR の場合_片道の営業キロが 101km 以上の場合、運賃（乗車券料金）が 2 割引<10 円未満は切捨>)

- ⑥ 銀行振込登録依頼書（所定様式：PDF ファイル添付）

※大学院生として既に支援金・奨学金等の給付口座を登録済の方は不要
(ただし、TA・アルバイトの口座登録は含まれません。)

- ⑦ （⑥を提出する方のみ） 口座情報を証明するキャッシュカードまたは通帳の写し
(PDF ファイル添付)

6. 申請時期

2025 年度：5 月 19 日（月）～5 月 30 日（金）、7 月 14 日（月）～7 月 25 日（金）、
11 月 17 日（月）～11 月 28 日（金）、2 月 16 日（月）～2 月 28 日（土）

※支援対象期間（当該年度 4 月 1 日～3 月 31 日に実施する調査等）であれば、上記
いずれの申請期間の申請も可とします。

※3 月（9 月修了者は 8・9 月）に学会参加の予定がある場合の申請方法は、別途
お知らせします。

7. 支援金の給付

申請期間終了後、提出書類等を確認のうえ、約 1 か月以内を目処として、大学に届け出で
いただいている本人の銀行口座（国内）に振り込みます。

以 上